

令和2年度 第2回 新潟市入札等評価委員会 会議録

【日時】： 令和2年11月25日（水）午前10時から11時15分まで

【会場】： 新潟市役所分館6階 1-601会議室

【出席者】： 委員長 鈴木 高志 （弁護士）
委員 上村 都 （大学教授）
委員 大野 寛之 （公認会計士）
委員 津野 洋子 （行政書士）
委員 富山 栄子 （大学教授）
委員 白石 弘美 （公募委員） （出席数：6名／委員数：6名）

1. 令和2年度上半期（4月～9月）発注工事に関する入札・契約手続きの運用状況等の報告

（鈴木委員長）

委員長の鈴木でございます。よろしくお願いたします。これより、令和2年度の第2回新潟市入札等評価委員会定例会議を開催いたします。

次第に沿ってまいります。次第第1の定例会議の報告に入る前に、先回の会議で質問のありました事項について、事務局から説明していただけるということですので、説明をいただきたいと思っております。事務局から説明をお願いします。

（事務局）

契約課の高山でございます。よろしくお願いたします。

前回評価委員会で審議されました、小合東小学校の屋内体育館屋根修繕工事の入札につきまして、秋葉区地域総務課に代わってご説明をさせていただきます。

資料の令和2年度第1回資料より抜粋と記載したものをご覧いただきたいと思っております。前回の委員会におきまして入札結果のとおり、入札価格が最低560万、最高1,090万ということで、倍近い開きがあるというご意見をいただきまして、前回の時には工事の積算内訳が用意できていなかったものですから、それを確認いたしましたので、ご説明させていただきます。

各社の積算の小計の中で、今回の工事ですと、屋根工事、塗装工事と、いくつかあるのですが、塗装工事の積算において、各社の単価に大きく開きがございまして、最高の単価で見た業者につきましては、最低の単価のおよそ2倍近くでした。そのため、そこに塗装面積1,000平米強を乗じて算出した金額も倍近い大きな差が生じたということになっていると判明いたしました。単価が大きく開いた原因といたしましては、資材を大量に購入することで、安く購入

できるかというところが、計算になって現れているのではということが考えられるかと思っております。

(鈴木委員長)

ただいまの説明について、ご質問等がありますか。

特にございませんか。それでは本日の次第に戻ります。次第の第1、定例会議報告。令和2年度上半期(4月～9月)発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等の報告について、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

それではご説明させていただきます。まず、令和2年度上半期におけます発注工事の状況等について、報告と説明をさせていただきます。

お手元資料1ページをご覧ください。令和2年4月から9月までの半年間の状況です。契約総件数が479件、当初契約額合計が129億9,827万円余り、平均落札率では91.41パーセントとなっております。制限付一般競争入札、指名競争入札、随意契約の入札方法別の内訳は記載のとおりでございます。建設工事の件数ですが、前年同期が435件であったのに対し、44件の増となっております。平均落札率は前年同期が91.55パーセントであったのに対し、0.14ポイント低下している状況でございます。

次に、2ページをご覧ください。発注件数及び落札率の推移をグラフ化したものでございます。前回お示ししたグラフに、令和2年の上半期のデータを追加いたしました。平成17年度以降下がり続けた平均落札率は、平成20年度に最低制限価格を2パーセント引き上げた以降上昇し、平成26年度に区の発注案件について下限値を90パーセントに引き上げて以降は、ほぼ横ばいの状況が続いております。入札改革については前々回ご説明したとおりです。

以上、令和2年度上半期の総括的な報告とさせていただきます。

(鈴木委員長)

ただいまの説明について、ご質問等はありませんか。

特にありませんか。ないようですので、続きまして、苦情処理及び指名停止について、事務局からご報告をお願いいたします。

(事務局)

苦情処理及び指名停止についてご報告させていただきます。資料3ページになります。

苦情処理については該当がありませんでした。

続きまして、4ページの指名停止についてです。今年度上半期におきまして、指名停止となった案件は3件で、該当業者は3社です。

1件目は藤和建设株式会社です。本市発注の旧松橋小学校体育館解体工事において、竣工検

査の結果、工事成績評定の合計点が47点という工事成績不良であったため、指名停止等措置要領別表第1第9号の工事成績の不良に該当し、1か月の指名停止といたしました。

2件目は大成建設株式会社です。鹿児島市内の耐震改修工事において、石綿含有吹付材除去工事を労働基準監督署に計画無届けで実施したとして、当該業者の使用人が労働安全衛生法違反で略式起訴され、令和2年4月3日に鹿児島簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため、指名停止等措置要領別表第2第7号の不正又は不誠実な行為に該当し、1か月の指名停止といたしました。

3件目は、株式会社佐藤企業です。工事を下請け発注するようにゼネコンに不当要求したとして、令和2年6月22日、当該業者の副社長が会社法違反の容疑で逮捕され、令和2年7月13日、東京地方検察庁が副社長を略式起訴し、同日、東京簡易裁判所より罰金刑の略式命令を受けたため、指名停止等措置要領別表第2第7号の不正又は不誠実な行為に該当し、1か月の指名停止といたしました。

右側の5ページに措置要領の条項を抜粋ですが、参考までに掲載いたしました。

(鈴木委員長)

ただいまの件について、ご質問等はありませんか。

(なし)

2. 当番委員より抽出工事事案の説明

では、続きまして、次第2、当番委員より抽出工事事案の説明になります。今回審議を行う抽出工事事案については、当番委員の白石委員から事前に抽出していただいております。白石委員から、抽出事案と抽出理由について説明していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(白石委員)

お手元の資料の6、7ページをご覧くださいと思います。制限付一般競争入札4件、指名競争入札1件、随意契約1件を抽出させていただきました。

最初に、No.18です。抽出理由としては、入札参加者数9社の内、8社辞退、実質1社入札。入札落札率99.58パーセントと高いため、抽出させていただきました。

続きまして、No.163です。辞退者7社、超過1社、棄権1社、落札率99.46パーセントと落札率が高いため、抽出させていただきました。

続きまして、No.175です。無効会社数が20社と多く、無効の理由を考察したいため、選ばせていただきました。

続きまして、No.248です。入札参加者数1社、落札率99.72パーセントと高いため、抽出さ

せていただきました。

次に、指名競争入札です。No.74 です。入札参加数 10 社の内、5 社辞退、無効 1 社、超過 2 社。実質 2 社入札で落札率が 100 パーセントのため抽出させていただきました。

続きまして、随意契約です。No.7 です。随意契約の中で一番契約金額が高く、落札率が 99.70 パーセントと高いため、抽出させていただきました。

以上 6 件になります。よろしくお願いいたします。

(鈴木委員長)

白石委員、どうもありがとうございました。

3. 抽出工事案件の審議

(鈴木委員長)

抽出案件については事務局から一般競争入札、指名競争入札、随意契約の順に説明していただきます。なお、質疑につきましては、ある程度区切りながら行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から一般競争入札のはじめの 2 件について説明をお願いいたします。

(事務局)

契約課の課長補佐の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

制限付一般競争入札の契約課の担当案件から説明させていただきます。資料の 8 ページを開きください。

抽出事案説明書①、木戸排水区木戸雨水幹線 261 管更生工事についてご説明いたします。まず、発注方式ですが、制限付一般競争入札で、工事担当課は西部地域下水道事務所になります。予定価格が 6,628 万円、落札金額は 6,600 万円でした。いずれも消費税抜きの価格が記載されており、落札率 99.58 パーセントは落札金額を予定価格で割り返したものとなります。

次の工事種別については、建設業法で工事の内容別に定める土木一式、建築一式などの 29 工種の内、どれに当たるかを記載しておりまして、本案件は土木一式になります。工事概要につきましては、下水道の管更生工事になりますが、次の 9 ページに工事の概要を詳しく記載してあります。管更生工事は下水道管の耐荷能力、耐久性及び流下能力を保持するため、老朽化した既設管の内面に新たな管を構築するものになります。本工事はダンビー工法を採用しておりまして、同工法のイメージについては記載の図のとおりになります。

前のページに戻りまして、下から 6 段目にあります競争参加資格の設定内容の欄です。こちらについては後ほど説明いたしますが、個別の参加資格要件と全工事に共通する一般的事項を定めた一般競争入札共通公告の入札要件を適用しております。

次に、資格を設定した経緯、理由ですが、本工事の個別の資格要件につきましては、副市長を委員長とする入札参加資格要件等審査委員会に諮って定めることになっております。

次の欄の資格参加申請書の提出者数は、電子入札における電子申請の申し込みを行った者の数で、9社。辞退者数等は、申込後に辞退等の手続きを行った者の総数で、8社。入札参加者数はその辞退者数等を除いた参加者数で1社となっております。

次の落札候補者の資格認定についてですが、新潟市では一般競争入札におけるすべての案件で落札候補者に対し、入札後の資格の審査をしているところです。

一番下の入札状況等の契約までの経過については記載のとおりになります。

続きまして、10 ページをご覧ください。入札公告になります。本工事の入札公告内容を記載したものです。上から案件番号、工事番号などが記載されております。

説明するのは上から10段目になりますが、予定価格から説明します。予定価格については、本工事の案件については事後公表で、落札候補者決定後に公開しております。

その下の欄の最低制限価格は、設けている工事になります。

続きまして、申請の申込締切日時から入札開札予定日時は、電子入札の手続きが可能な期間や開札時間等が記載されております。

1段飛ばしまして、前払金の欄ですけれども、契約締結後、請求があった後に契約額の4割以内を前払いするという制度で、本工事は「する」としております。隣の欄の部分払については、工期が2か年以上続く場合に年度ごとの出来高に応じて支払うものです。本工事は単年度の工事ですので、「しない」にしております。

次の欄の入札保証金については、名簿登録業者のため、免除しております。隣の欄の請負業者賠償責任保険については加入を要すると設定しております。

下から8段目の単体又は特定共同企業体の欄から下が今回の入札の参加資格の要件を記載したことになります。まず、単体又は特定共同企業体についてですが、一定金額以上の工事では、特定共同企業体の結成を要件としておりますが、本工事では単体として決定しております。

次の格付又は評点ですが、本市の競争入札に参加するためには、2年に一度入札参加資格申請を行う必要があります。この申請に基づいて、市で資格の認定と格付けを行っておりますが、本工事では発注工種である土木一式に登録してある業者を対象としております。

次の営業拠点につきましては、地方自治法施行令で地域要件を設定することができるとされており、本工事では、市内に本社、本店又は支店、営業所を有する業者を対象としております。

次の実績要件につきましては、先ほどお話しした審査委員会に諮って定めた要件になりますが、こちらは平成17年4月1日以降に竣工した、予定金額1,000万円以上の下水道管更生工事で、公共工事又はコリンズ登録の公共発注機関等の元請実績があるとしておりまして、また、

技術者について、日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けた本管更生工法の内、各工法協会が主催する技術講習を修了した自社又は下請けの専門技術者を専任で配置することを求めています。

工事概要については先ほど説明したとおりになります。

最後の備考の欄ですが、2点記載があります。1点目は、本件は開札後に予定価格を公表したあとに積算での疑義を受け付ける対象工事になるということです。2点目は、予算の繰越し承認が得られた場合には、履行期限は令和3年4月30日に変更するということを記しております。

続きまして、11 ページの入札結果をご覧ください。先ほどもご説明いたしましたが、事後公表とした予定価格は税抜きで6,628万円です。また、最低制限価格は税抜きで5,890万円です。入札参加申請書の提出は9社になりましたが、辞退者が8社で有効札を入れた者は1社となりました。その結果、記載のとおり、株式会社テックアサヒが落札いたしました。

なお、辞退者8社の内、理由について確認したところ、半数の業者がほかに工事を受注したため、技術者の確保ができなくなったという理由で辞退しておりました。また、本工事の落札率は99.58パーセントと高くなっておりませんが、下水道管更生工事については本市に限らず、ほかの都市などでも多く発注されており、入札参加業者が少なくなる傾向にあります。そのため、参加業者は高めの金額で札を入れてくるという状況になります。そのため、結果的に落札率が高くなったと思われます。

(事務局)

江南区地域総務課の塚野と申します。よろしく申し上げます。抽出案件②、建二第66号、曾野木中学校外2校校内通信ネットワーク大規模改造電気設備工事についてご説明申し上げます。

資料の12ページをご覧ください。入札方式は制限付一般競争入札です。工事担当課は公共建築第2課、予定価格は税抜きで1,488万円、落札金額は1,480万円で、落札率は99.46パーセントでした。

工事種別は電気で、工事概要は記載のとおりです。なお、事業概要については13ページをご覧ください。国が提唱するGIGAスクール構想は、一人1台の端末の整備と校内における高速大容量の通信ネットワークの整備を目指すものですが、本市においてもこの実現に向け、すべての小中学校、特別支援学校など167校を対象に無線LAN環境と端末を充電させるための電源キャビネットを整備するという工事です。

続きまして、資料14ページをご覧ください。入札公告ですが、参加資格要件は、下から5段目、新潟市入札参加資格者名簿の電気工事でAランクまたはBランクに格付けされた業者で

あること。また、実績については2段下、平成17年4月1日以降に請負金額500万円以上の電気に係る公共工事の施工実績を求めています。

入札結果につきましては、15ページをご覧ください。参加申請者10社の内、2社が応札いたしまして、辞退7社、棄権1社となりました。また、応札した2社の内、1社は予定価格を超過いたしまして、有効だった1社が落札いたしました。辞退及び棄権が8社ありますけれども、この理由としては、ほかの工事を受注したため、技術者の確保ができなくなったというのが半数以上でした。

工事担当課である公共建築第1課と第2課では、今回のGIGAスクール構想に係る電気工事について、7月に第1期として20件、8月、9月に第2期として21件を発注しています。また、第1期は入札日を3回に分けて発注いたしまして、7月8日に6件、7月13日に10件、7月15日に4件を実施いたしまして、本入札は7月15日の入札案件でした。

実際に辞退した7社の内、5社については、7月8日と7月13日に落札した案件が1件以上ありまして、その関係で辞退したものと考えられます。ほかの1社については、参加表明はいたしましたけれども、今回の入札を含めてGIGAスクール工事案件のすべてを辞退しております。残りの1社については、同日行われた地元西区の案件を応札したことから辞退したものとされます。棄権の1社につきましては、今後、公告予定であった地元西蒲区の案件を応札する意向があることから棄権したものとされます。また、ほかの入札結果の分析や技術者不足から、なるべく工事価格が高い工事を落札したい傾向が見られまして、今後もGIGAスクール工事の入札が予定されていることから、今回のような工事価格が1,000万円台半ばの工事価格が安い工事については魅力がなかったものと思われまます。

落札率が99.46パーセントと高くなったことにつきましては、まず、先ほど申し上げました理由から辞退などが多く、応札者が2社と少なかったことも一つの要因と思われまますけれども、本入札までに同様の工事の入札が16件実施されておりまして、予定価格についても事後公表されている中で、入札業者においてもほかの入札結果の分析をしたうえで積算を行うことが可能な状況であったことが大きな要因であったと思われまます。実際、落札した株式会社新潟特機は、本入札以前に実施された全16件にも参加、応札しておりまして、1件落札しておりますが、7月15日に実施された本入札を含む4件の内、3件をいずれも95パーセント以上の高い落札率で落札しております。

(鈴木委員長)

ただいまの2件について、質問等はありませんか。

(富山委員)

1番目ですけれども、9件中8件が辞退ということで、その半数が技術者の確保ができない

ということだったのですけれども、残りの半数の理由について、分かれば教えていただければと思います。

(事務局)

残りの半数の理由ですけれども、入札業者が、自分たちでこういう工事をする場合にどれくらいのコストがかかるということを算定するのですけれども、それと、市が予定価格を算定するのですけれども、それも業者はだいたい予定価格がどのくらいになるということを推測するのですけれども、それを比べて自分たちで計算したコストのほうが高かったというところで、そのまま入札してしまうと自分たちが落札する可能性がかなり低いということで、辞退したという回答が4社でした。

(鈴木委員長)

ほかにいかがでしょうか。

では、私から。2番目の通信ネットワークの工事ですけれども、全部で167校を対象に同じ工事を実施しているということで、ほとんど同じ内容の工事を発注しているということになりますよね。そうすると、まさに先ほどご指摘があったように、予定価格なりを分析してこのくらいになるだろうということは非常に精度高く事業者でも把握できるということかなと思うのです。やはり落札率は、この工事全体でかなり高いところに来ているという印象でしょうか。

(事務局)

今回、先ほど説明がありましたように市全体で40件強の発注がありました。その中で、確かに落札率が高いものと、最初のうちですと、最低制限価格に近い金額で落札されたものもありました。中身につきましては、13ページにあるような教室に置く保管庫の単価ですとか、仕入れというか調達状況によって業者にやはり強い、弱いがあるらしく、そういった関係で最低制限価格に近い入札と、予定価格に近い入札という関係で、少し二分するような傾向にはあります。全体的にはそのような感じです。

(白石委員)

1件目の関係ですけれども、No.18で、No.19とほぼ同じような辞退者数ですけれども、業者とかは同じようなのでしょうか。別冊の発注方式別工事一覧表です。同じテックアサヒが落札しておりまして、落札率もほぼ、99.46パーセントと。業者名などもほぼ同じような感じになるのでしょうか。参考までに教えていただきたいと思います。

(事務局)

No.19の入札結果の資料が今、手元にないので、今はお答えできません。申し訳ありません。

(白石委員)

分かりました。

(鈴木委員長)

それでは、No.18 とNo.19 の類似しているようなものは次回までに見ていただいて、次回、また報告いただくような形でよろしいでしょうか。

(事務局)

分かりました。

(白石委員)

お願いします。

(鈴木委員長)

最初のNo.18 の備考欄で、積算疑義申立対象案件だということで、私もどういうものなのか分からないのですが、疑義の申し立てがあった場合は、どのような処理というか扱いになるのか、お聞かせいただければと思います。

(事務局)

積算疑義申立対象案件というのは、業者が入札して、その段階で落札者をすぐに決定しないで、予定価格がいくらでしたと公表します。予定価格を公表して、業者が自分たちの推測した予定価格と大幅に違っているという状況が見受けられたときに、業者からこの部分がおかしいのではないかという疑義を申し立てることができる仕組みなのです。疑義の申し立てがあったときには開札結果の公表を保留しまして、積算を行った担当課でもう一度自分たちが行った積算に対して問題がないかどうか審査して、問題なければそのまま入札を続けます。仮に問題があっても入札結果に影響が出ないような軽微な程度のものでしたらそのまま入札を続行しますけれども、影響が出るような事態が見受けられる場合には、その段階で入札を中止することもあります。そういった制度になります。

(鈴木委員長)

そうするとやり直しになるということですか。

(事務局)

そうです。

(事務局)

基本的に、この要件をつけているのは土木工事と舗装工事と造園工事に対象とさせていただいております。こちらの工種につきましては、ある程度積算単価が公表されているものですから、業者もそれを参考に積算されていて、自分のところと相違があると少しおかしいのではないかということで、こういった疑義が出てくる場合があるのです。今回はないですが、割と最低制限価格に張りついているような工事もそういった工種では多いということで、やはり大体、皆さんが積算ソフトをお持ちで積算されているようなので、ある程度は積算でき、私

どもの示した予定価格と自分のところの設計金額が違った場合には、どこかおかしいところがあるのではないかとということで疑義が出される場合があるということです。

(鈴木委員長)

分かりました。

ほかにご質問等ありませんか。

ないようですので、次に行きます。残りの一般競争入札の2件について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

西区総務課課長補佐の渡辺です。よろしくお願いたします。

資料の16ページをご覧ください。抽出事案説明書③、建二第57号、西区役所の健康センター棟の空調工事です。工事担当課は公共建築第2課です。予定価格4,384万円に対して落札価格4,010万円で、落札率は91.47パーセントでした。工事の種別は管で、空調設備の改修工事です。

資料の17ページをご覧ください。施工前後の写真がありますので、ご覧ください。本工事は新潟市公共建築物保全計画に基づきまして、改修周期の20年を経過した西区役所健康センター棟2階と3階の空調設備を改修する工事です。

入札情報は18ページに記載のとおりです。

続いて、19ページをご覧ください。入札・契約結果詳細です。参加申込業者は30社で、内4社が辞退、20社が無効となり有効入札は6社でした。無効の内容としましては、いずれも最低制限価格を下回ったことによります。無効になった設計内訳と設計単価を確認してもらいましたが、工事に直接必要な直接工事費は設計額の8割前半から9割以上のところがほとんどだったものに対しまして、共通費については設計額の8割以下のところが過半数を占めるなど、受注意欲は高かったのだけれども、共通費を低く見積もりすぎたことにより無効になったのではないかと考えられるということでした。

(事務局)

続きまして、中央区総務課長の清水です。

資料の20ページをご覧ください。抽出事案説明書④、下管第22号白山ポンプ場No.8雨水ポンプ整備工事について説明いたします。工事担当課は下水道管理センター、予定価格は税抜きで1,053万円、落札金額は1,050万円です。落札率は99.72パーセントです。工事の種別は機械器具設置になります。

工事の概要は21ページに記載のとおり、ポンプ部品の劣化・摩耗等が見られたため、緊急修繕工事として分解、部品交換、清掃、点検、調整を行うものです。

入札情報は 22 ページに記載のとおりです。

入札結果につきましては、23 ページをご覧ください。1 社が参加申込を行い、結果として有効札は 1 社、荏原商事株式会社新潟支店が落札候補者となり、資格審査を行った後、契約を締結いたしました。抽出理由の入札参加者が 1 社しかないという点ですが、本工事では豪雨に対応するため、梅雨入りの 6 月から台風の影響を受けやすい 10 月末までを出水期として、ポンプの機能停止を伴う現地作業は施工不可としております。これは他の自治体の排水機場等でも基本的に同様です。そのため、工事の現地作業が 11 月以降に集中するため、企業としても技術者の確保が困難であったことによるものと推察しております。なお、工事の特殊性から通常の地域要件である市内本店から国内本店まで拡大していることで、結果的に 1 社となりましたが、一定の競争性は確保されているものと考えております。

落札率が 99.72 パーセントと高くなった要因についてですが、今回の工事価格は部品などの機器費の割合が高く、企業がおさえることのできる諸経費の割合は低いため、結果的に落札率が高くなったと推測されます。

(鈴木委員長)

ただいまの 2 件の説明についてご質問はありませんか。

(富山委員)

最初のほうなのですけれども、空気調和設備一式と入っているのですけれども、これはメーカーの指定とかはあるのでしょうか。

(事務局)

特にメーカーの指定はありません。

(富山委員)

そうすると、それぞれの業者がどこのメーカーのものを持ってきても、提示された中に入っているということですか。

(事務局)

そうです。

(富山委員)

決定するときには、どこのメーカーのものがいいとかそういうことも入札の評価に入ってくるのですか。

(事務局)

入っていません。こういうものが必要だということであらかじめ仕様書にあれば普通は用意しなければいけないですけれども、普通は同等品とかが保証されております。このメーカーがいいとか、そのメーカーだと落とすということはないです。

(富山委員)

ちなみに、これは大体どこのメーカーのものを提案してきているのですか。

(事務局)

こちらでの入札では分かりません。

(大野委員)

今の西区役所の健康センターということで、第三者的に見ると無効が多くて不自然と思われるのですが、共通費の部分で低く見積もったということなのですか、共通費は具体的にどういった内容のものなのか、そんなにぶれるものなのでしょうか。

(事務局)

共通費は、実際に工事になりますと、備品だとか機材の残るものと残らない、間接的に必要なもの、例えば、事務費だとか、そこには業者のもうけが入りますので、競争すればするほどそこを削っていくわけです。直接必要なものは今はほとんど差が出ませんので、それ以外の部分で闘って、競争した結果、今回は頑張りすぎたといいますか、低く抑えすぎたところでぎりぎり落ちてしまったということだと考えられます。

(大野委員)

逆に言うと、とがった見方ですが、最低制限価格があまり実態を反映していないのではないかという疑いもあるのですが、その辺はどういうご見解でしょうか。これだけ無効があるということは、最低制限価格があまり適切なものではなかったのではないかと疑われてもおかしくないのではないのでしょうか。

(事務局)

最低制限価格の設定につきましては、当然、人件費は、このくらい支払わないとしっかりした工事ができない、あるいは働いている人に最終的な賃金が払われないおそれがあるということで設定するものですから、低くすればするほど現場にしわ寄せが行くというか、そこは当然、高くしたり安くしたりによって工事の精度に影響してきたり、業者がもうけることができないのであれば体質も衰えてきますし、その辺は難しいところだと思います。

(大野委員)

市としては、最低制限価格は適切なものであると。

(事務局)

今回のことのみをもって安すぎたとか高すぎたとか、線引きをするところまでは行かないのかなとは。その辺は市全体として考えることだと思います。

(大野委員)

分かりました。

(津野委員)

関連で、最初の説明にありました 90 パーセントという最低制限価格の導入が平成 26 年からという説明をいただいたのですけれども、ここに関係してくるということですか。

(事務局)

この工事は最低制限価格を超えているのではないかと思います。私ども、一定の算定式をもって最低制限価格を設定することにしておりまして、区役所の発注工事については方程式に当てはめた場合に 90 パーセントに満たないものについては 90 パーセントまで上げますといったもので、多分、この工事については 90 パーセントを超えているのではないかと思います。その場合は出た数字をそのまま最低制限価格としております。

(津野委員)

分かりました。

(鈴木委員長)

ほかにいかがでしょうか。

では、私から。空調設備は我々にも身近で、家庭でもよく見るし、故障もするしということで、なじみの深いものだと思っています。これは空調機器だけではなくて、配管も全部取り替えるという工事なのでしょうか。

(事務局)

空調機器に合わせて、室外機も含めた工事です。

(鈴木委員長)

全部新しく替えると。これは 20 年ごとにこういうことをやっているという感じでしょうか。

(事務局)

新潟市では、建築物保全計画というものを作っていて、壊れてから直すのではなくて、未然にやることによって長寿命化を図るという計画がありますから、大体このくらいの時期にくると壊れるから、あらかじめやっておくと、長い目で見れば安く済むという計画に基づいてやっています。こういうものは何年で、こういうものは何年でやるという中での 20 年ということですか。

(鈴木委員長)

配管まで交換するとなると、これはけっこう費用がかかるのだろうなというイメージがあります。壊れやすいところだけ交換するとかそういうようなやり方は、役所としてはやりにくいのでしょうか。

(事務局)

当然、20 年たたない間に壊れる場合もありますので、そういったときには、市民が使われ

る施設ですので、応急的に修繕する場合もあるかと思えます。全体の中でそういった施設の修繕を計画的にやっている中で、今回、こういった工事があったということです。やはりその以前に壊れるのもありますので、そういったものは、それぞれ個別に応急的に修繕を行っているということです。たまたま今回はそういった修理に当たって入れたのだということかもしれません。

(鈴木委員長)

配管が壊れるということはあまりなくて、結局は室外機と室内機の中の機器の交換だろう、というようなイメージがあるものだから、配管交換というのはけっこう費用がもったいないような気がしたものですから、質問させていただきました。

(津野委員)

4番目の案件で、1社のみ参加ということで、技術者不足と、それに対して営業拠点を国内まで広げて競争性は確保したということですが、最初から1社しか入ってこなかったということなのですか。

(事務局)

そういうことになります。

(津野委員)

営業拠点が国内にあっても業者が1社になってしまうという。

(事務局)

門戸を広げたつもりなのですが、結果として1社しかないという状況です。

(鈴木委員長)

今のことで引き続いて私からもお聞きしたいのですけれども、ポンプの清掃、点検、部品交換というのはどの業者でも扱えるのでしょうか。メーカーとか関連の業者でないと難しいということはないのですか。

(事務局)

どの会社でもできるということで、入札しております。

(鈴木委員長)

今回は特にメーカーとは全く関係のない業者が落札されたのですか。

(事務局)

今回は、過去に整備した会社と同じになります。

(鈴木委員長)

やはりメーカーのほうがやりやすい作業ではないかという気がするのですけれども、そうすると、ほかの一般の業者が手を出しにくいとか、そういうことはないのですか。

(事務局)

技術的にはできると考えておりますので、入札させていただいたということです。

(鈴木委員長)

たまたま今回は1社だけだったということでしょうか。

(事務局)

そういうことだと考えております。

(富山委員)

前者のほうなのですけれども、空調はやはり壊れるので、アフターサービスとかも入ってくるのかなと思うのですけれども、そういったものは入っていないのでしょうか。つまり、空調は非常に壊れやすいので。

(事務局)

点検は点検で、ここには入っておりません。

(富山委員)

そうすると、例えば、同じメーカーの品物とかでもアフターサービスが非常に手厚くて、設置するときは高いのだけれども、トータルで見るとそちらのほうが長期的には安いということがあるではないですか。最初は安いだけれどもアフターサービスなどは入っていないくて、機器と設置費用だけ見れば安い、長期的に見るとアフターサービスも含めたほうが新潟市としてはお得でしかも長持ちするというような。

(鈴木委員長)

今の富山委員のご意見を入札に反映させようとする、一般競争入札ではなかなか難しいでしょうか。

(事務局)

本当に大きな施設の建設工事とその後の運営みたいなものの、トータルの契約になってきますと、それはそれでプロポーザル方式ですとかそういった形での入札方式をとったうえでということになります。こういったそれぞれの建物内部ですとか、1件1件それでやりますと、かなりの作業量にはなろうかと思いますので、少し難しいのではないかと考えております。

(鈴木委員長)

ただ、全体を長い目で見て、もし安くなる要素があるようであれば検討していくのもひとつかもしれません。

あと、いかがでしょうか。

それでは、続いて、指名競争入札の1件と随意契約の1件について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

24 ページをご覧ください。抽出事案説明書⑤、西建第 35 号、側溝改良工事になります。工事担当課は西区建設課です。予定価格 444 万円に対して落札価格 444 万円で落札率は 100 パーセントです。工事の種別は土木一式で、L字型側溝を整備する側溝改良工事です。

資料の 25 ページをご覧ください。施工場所の写真がありますので、ご覧ください。本工事は道路側溝としての排水機能の向上や生活道路の安全確保のため、地域の要望を踏まえ、L形側溝を整備する側溝改良工事です。

入札情報は 26 ページに記載のとおりです。

27 ページをご覧ください。入札契約結果詳細です。指名業者 10 社の内、5 社が指名通知時に辞退したため、5 社による入札となりました。入札した業者の内、2 社が超過、1 社が無効となり、有効入札は 2 社です。

辞退した業者については、技術者の配置ができなかったことやほかの業種を主としている業者がいたことなどが考えられると思っております。

落札率 100 パーセントだった理由としては、積極的に落札を目指すことなく、予定価格と同額の入札をした業者が結果として落札したのではないかと考えます。

(事務局)

続きまして、随意契約の案件についてご説明します。資料の 28 ページになります。抽出事案説明書⑥です。鎧澗クリーンセンター 1 号燃焼室助燃装置他更新工事になります。工事担当課は巻清掃センターです。予定価格は税抜きで 6,720 万円、落札金額は 6,700 万円、落札率は 99.70 パーセントでした。工事種別は機械器具設置です。工事概要については、1 号燃焼室助燃装置、No.2 機器冷却水循環ポンプ、集じん灰反応器シャフト部及び減速機、2 号再循環ガス伸縮継手及びダクトの更新工事です。詳細については右側のページに資料をつけてありますので、こちらをご覧ください。

前のページに戻りまして、選定した相手方ですけれども、日鉄環境プラントソリューションズ株式会社です。

次に、こちらの会社を選定した理由、随意契約の理由になります。本工事は各溶融炉を停止して行うため、ごみ処理計画などへ与える影響を最小限にするために、限られた期間で緻密な計画により正確・安全などに配慮し施工を行う必要があります。このことから、施設の設計施工業者以外の者では施工が困難であり、施設の構造、機能等に精通し、現場の状況を熟知している同施設の設計施工業者である日鉄エンジニアリング株式会社がごみ処理施設保守管理及びメンテナンスを専門に行わせるために設立した会社である日鉄環境プラントソリューションズと随意契約を行ったものです。こちらは地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に

該当し、性質または目的が競争入札に適しないということで、こちらを適用した随意契約になります。

見積状況等の契約までの経緯ですが、本年6月15日に見積もり合わせを行い、予定価格内での見積書の提出があったため、同日付で契約したものです。

続きまして、30 ページをご覧ください。本案件の入札の詳細情報になります。内容は記載のとおりですので、説明は省略いたします。

続いて、31 ページをご覧ください。入札・契約結果詳細になります。見積もり合わせの結果、本工事は6,700万円で落札し、落札率は99.70パーセントになりました。落札率が高くなった理由としましては、予定価格の設定に当たりまして、同社より聴取した参考見積もりを基に積算を行いました。このため、予定価格と落札価格が限りなく近づき、結果的に落札率が高くなったものと思われまます。

(鈴木委員長)

ただいまの二つの案件について、ご質問等はありませんか。

(大野委員)

1番目の側溝改良工事ですが、金額として444万円ということで、予定価格と同額となっております。落札率100パーセントということなのですが、外部から見まして落札率100パーセントというのは、少しおやっと思ふところが正直あります。この100パーセントになった理由を簡単に教えていただきたいと思ひます。

(事務局)

先ほど申しましたけれども、予定価格と全く同額の札を入れた業者がいたことが100パーセントになった理由なのですが、ではなぜ100パーセントの金額が入札できたかというところ、こういった工事に関しましては積算単価も含めてすべて業者も我々も同じ価格表を使ってやっている関係上、予定価格が予見可能なものですから、あとは、そういった工事をやりたければほかの業者よりも少し低く入れて、勝って仕事を取ろうかということになるのですが、このくらの少額な工事ですと、むしろやりたくない。なかなか難しいところで、予定価格と同じであればやってもいいかなということだったのかなと推測するしかないです。やりたくなければそれよりも金額を高く入れれば無効になるということなのだと思ひされます。

(大野委員)

確認なのですが、二つ同額になった場合は、2回目をやらずにくじ引きになるということですか。

(事務局)

そうです。

(鈴木委員長)

白石委員、どうぞ。

(白石委員)

同じ質問でした。

1点いいですか。指名入札者はどうやって決めるのですか。指名入札だと10社くらい指名するという記憶があるのですけれども、10社というのは決まっているものなのですか。

(事務局)

西区の場合、概ね10社程度指名していますが、同じところばかりが指名されないように配慮していますし、得意分野とかがやはりあるものですから、そうすると、呼ばれたけれどもこの工事は得意ではないなと思うと、このような辞退ということはあります。

(白石委員)

分かりました。

(上村委員)

先ほどの五つ目の案件ですけれども、土木工事の場合には積算単価が公表されているのでというご説明があったと思いますが、そのほかの業者を見ていると、530万円のところがあったり390万円のところがあったりということで、少し価格に開きがあるような気がします。単価が公表されていてもこのように差が出てくる理由について、何かお分かりになることがあれば教えてください。

(事務局)

先ほど、ご説明いたしましたけれども、これは推測ですが、取りたくなければわざと外すということが考えられますし、もちろん、一生懸命頑張ったのだけれども外してしまうという業者もいらっしゃると思います。

(上村委員)

取りたくないときには、辞退という方法はとらないのですか。それでも敢えて入札してくるのですか。

(事務局)

業者の性格にもよるでしょうし、何回呼んでも辞退すると今度は呼ばれなくなるのではないかということもあるでしょうし。

(上村委員)

では、一応、入れておくことに意義があると考え業者がいるということでしょうか。分かりました。

(大野委員)

最後の⑥の案件ですけれども、日鉄環境プラントソリューションズの関係で、やはり設置、施工業者である日鉄エンジニアリングの関係している会社でなければなかなか、ここに書いてあるように難しいと言うことだと思っておりますけれども、ほかにこのグループ内で、日鉄環境プラントソリューションズしかこういう更新工事をできる会社はないのでしょうか。この1社だけなののでしょうか。

(事務局)

グループ内ということであれば、もともとの日鉄エンジニアリングが設計施工したのですけれども、その会社が保守管理、メンテナンスを専門に行わせるためにこの会社を設立したということなので、基本的にはこの会社だけだと思います。

(大野委員)

では、もうこの会社1社ということで。

(事務局)

そうです。そこしかないので、随意契約したということになります。

(大野委員)

あとは、この会社とどのように見積もり合わせを行ったかと。だからといってあまり高いコストになっても困ると思いますけれども、その辺は。

(事務局)

先ほど申しましたとおり、参考見積もりをまず事前にこの会社から出してもらいまして、それに基づいてというか、またそれとは別に積算基準がありまして、それに沿って市が積算するのですけれども、その価格と参考見積もりの価格にあまり差がなかったということで、結果的に落札率が高くなったということはありません。

(大野委員)

分かりました。

(鈴木委員長)

ほかにいかがでしょうか。

そのほか、今の2点以外にも、本日報告された内容等について、全体に関するご質問でもけっこうですけれども、何かありませんか。

(津野委員)

今日の抽出と違ってすみません。一覧表を見せていただくと、総合評価方式をとられた入札がいくつかありますけれども、総合評価方式の場合に、例えば、ボランティアをやっていたとか労働環境がよかったとか、表彰をもらっていたとか、そういう点数をここに入れて評価して点数に加算しているという形なののでしょうか。そういったものの評価点というか、基準となる

項目についてはランダムにやっているのですか。

(事務局)

総合評価については、特別簡易型という方式でやっていると思うのですが、評価項目がいくつかありまして、どの項目を採用するかというのがパターン化されていて、順番に回していくといったようなことだと思うのですが、なので、全部同じ項目ではなく、若干ずれてくるということはあるかと思います。あと、金額によって1型、2型、3型という、3パターンくらいで分かれているところがありまして、それによって評価項目が若干変わってくるという形で、配点的には価格評価点80点で技術評価点が20点ということで、入札価格の点数と技術評価点を合算したもので実際に落札候補者を決定するという形になります。

(鈴木委員長)

ほかにいかがでしょうか。

特にありませんか。全体的なものでも。

では、本日抽出された案件については特に問題なかったということで、今回は意見なしということにしたいと思います。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。閉会とさせていただきます。どうもご苦労さまでした。